

令和5年度庄原市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての部局等での物品等の調達に適用する。

3 障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 在宅就業障害者等

在宅障害者支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象品目

市が調達する物品等は、次のとおりとする。ただし、記載のないものであっても、特に対象を限定することなく、調達の推進を図るものとする。

(1) 物品（手芸品、木工品等小物雑貨、食料品、飲料品、花苗、啓発リボン等）

(2) 役務（清掃、除草、剪定、印刷、袋詰・包装・梱包等）

5 調達目標

令和5年度の調達目標は、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

6 調達実績の公表

調達実績については、会計年度の終了後、速やかに取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

7 その他

(1) 物品等の調達に係る契約にあたっては、庄原市契約規則の定めによる。

(2) この調達方針の担当窓口は生活福祉部社会福祉課とする。